

# 運 営 規 程

訪問リハビリテーションサービス  
介護予防訪問リハビリテーションサービス

介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨

〒335-0001

埼玉県蕨市北町五丁目13番6号

TEL 048-443-5001 (代表)

## 第1条（運営規定設置の趣旨）

医療法人社団東光会が開設する介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨(以下「事業所」という)が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

## 第2条（事業の目的）

要介護状態または要支援状態にある者(以下「要介護者」という)に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

## 第3条（運営の方針）

- ① 当事業所の従事者は要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ② 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- ③ 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ④ 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## 第4条（事業所の名称及び所在地等）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨 |
| (2) 開設年月日    | 平成20年 4月 1日       |
| (3) 所在地      | 埼玉県蕨市北町5丁目13番6号   |
| (4) 電話番号     | 048-443-5001      |
| (5) FAX番号    | 048-443-5051      |
| (6) 介護保険指定番号 | 1151480017        |

## 第5条（職員の職種、員数及び職務の内容）

指定訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従事者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。

休業日 : 日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）

(2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時までとする。

第7条（指定訪問リハビリテーション等の内容）

指定訪問リハビリテーション等は、当事業所が主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成し計画に基づいて、理学療法士等による実施状況を医師へ報告する。

第8条（利用料等その他費用について）

指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。（別紙2）

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は別紙1の範囲とする。

第10条（相談・苦情処理）

- ① 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
- ② 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- ③ 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- ④ 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

#### 第11条（身体の拘束等）

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事前に当該利用者又はその家族に説明を行い、当事業者の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- ① 当事業所は、身体拘束の適正化のための対策を図るため、委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 第12条（虐待の防止等）

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。また、職員採用時には入職後に、随時研修を実施することとする。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### 第13条（非常災害対策）

- ① 防災訓練を3月（夜間想定訓練）9月（勤務時間内想定）に行う。
- ② その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- ③ 当事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### 第14条（衛生管理）

- ① 当事業所は、指定訪問リハビリテーション等において感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ② 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ④ 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- ⑤ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

#### 第15条（業務継続計画の策定等）

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ② 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- ③ 大規模な自然災害（台風、大雨、洪水等）や、交通災害（道路の破損、工事等）、感染症が発生した場合、職員が不足し通常営業ができなくなる可能性が生じた場合など、有事の際の対応は、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

#### 第16条（事故発生の防止及び発生時の対応）

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、利用者に対し必要な措置を行う。

- ① 当事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- ② 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- ③ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### 第17条（ハラスメント対策）

- ① 当事業所のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権擁護、虐待の防止」および「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。
- ② 当事業所は、ハラスメント防止を従業者に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等を行う。

- ③ 当事業所の従業者から、利用者およびその家族に対してのハラスメント、利用者およびその家族から当事業所従業者へ対しての顧客ハラスメントと判断する事案が発生した場合は、事業所で臨時の委員会を開催し、必要に応じて行政機関へ報告を行い対応する。

#### 第18条（個人情報の保護）

利用者または、そのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- ① 従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

#### 第19条（その他運営に関する重要事項）

- ① 当事業者は、従業者の資質向上を図るため、次にあげる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用時 1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- ② この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団東光会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 第20条（附則）

この規定は、平成26年12月1日より実施する。

平成29年 1月 1日 更新

令和 2年 4月 1日 更新

令和 3年 2月 1日 更新

令和 5年10月 1日 更新

令和 6年 3月26日 更新

令和 7年11月21日 更新

通常の事業所の実施地域一覧

① 埼玉県蕨市全域

② 埼玉県戸田市

上戸田

喜沢

下戸田

中町

③ 埼玉県川口市

芝

芝樋ノ爪

芝新町

芝園町

芝塚原

芝中田

芝西

芝富士

④ 埼玉県さいたま市南区全域

⑤ 埼玉県さいたま市浦和区

神明